

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

## INDEX

- ・とうきょうユニバーサルデザインナビのWebアンケートにご協力ください
- ・東京都消費生活総合センターからのお願い Part2 & 高齢者見守り人材向け出前講座のご案内
- ・令和7年度介護支援専門員のための福祉用具・住宅改修(基礎講習会)のご案内
- ・令和7年度 訪問看護にかかる支援策について
- ・新カリキュラム対応！福祉用具専門相談員指定講習会を開催します
- ・【6/13ㄨ】施設職員向け福祉用具講習会(個別施設向け講習会)のご案内
- ・「TOKYO働きやすい福祉の職場宣言」の宣言事業所を募集しています！
- ・介護サービス事業所等物価高騰緊急対策事業を実施します！
- ・(オンライン研修開講のお知らせ)令和7年度第1回介護職員スキルアップ研修【医療的知識編】
- ・令和7年度 介護職員就業促進事業 実施事業者2次募集のお知らせ
- ・令和7年度 訪問介護採用応援事業 実施事業者2次募集のお知らせ
- ・介護支援専門員実務研修受講試験に関するご案内
- ・居住支援特別手当事業に関するお知らせ
- ・東京都介護職員宿舍借り上げ支援事業
- ・コンサルタントによる「個別相談(デジタル・次世代介護機器の導入)」を受けてみませんか？【6月13日(金)申込ㄨ】

令和7年6月1日発行 第251号

お知らせ

### ○とうきょうユニバーサルデザインナビのWebアンケートにご協力ください

都内のユニバーサルデザイン情報・バリアフリー情報が一元的に閲覧できるポータルサイト「とうきょうユニバーサルデザインナビ」(略称:UDナビ)では、よりよいサイトづくりを目指し、Webアンケートを実施しています。

皆様のご意見をぜひお寄せください。抽選で40名様に1,000円分のクオカードを進呈いたします。ご回答はHPよりお願いいたします。

【期間】 5月19日(月)から6月20日(金)まで

【問合せ先】 公益財団法人東京都福祉保健財団

福祉情報部 福祉情報室 ユニバーサルデザイン担当

【TEL】 03-3344-8534

【HP】 <https://www.udnavi.tokyo/>



とうきょう Tokyo Universal Design Navigator  
ユニバーサルデザインナビ

駅構内の段差のないルートやだれでもトイレの場所、おでかけ先の施設の情報など、様々なホームページに掲載されているユニバーサルデザイン情報とバリアフリー情報を集めた、外出時に必要な情報をお届けするポータルサイトです。

ぜひご利用ください。



## ○東京都消費生活総合センターからのお願い Part2 & 高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内

### ■ 見守る方へ、東京都消費生活総合センターからのお願い Part2

#### その契約、8日を過ぎていてもクーリング・オフできるかも？！

かいてき便り5月号で、在宅時間が長い高齢者は、訪問販売や電話勧誘販売による被害に遭いやすいという特徴があることをお知らせしました。訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合は、契約書を受け取ってから8日間はクーリング・オフが可能であることは皆さまご存知かもしれません。

ところが8日を過ぎていても、クーリング・オフができる場合があることをご存知ですか。例えば、法律で書くことが義務付けられている記載事項が契約書にきちんと書かれていなかったり、「この契約は特別キャンペーン価格だから解約できない」などと、クーリング・オフの申し出(通知)を断ってくるような場合がこれに該当します。

そこで、みなさまへのお願いです。見守りの中で発見された消費者被害であって、本人も解約を希望している場合、8日を過ぎていても諦めないで、まずは消費生活センターにご相談ください。消費生活相談員が高齢者の方から丁寧に聞き取りをし、最善の方法で解決のお手伝いをします。

**大切なのは、まず相談してみること！**皆さまからのご相談をお待ちしています。

### ■ 高齢者見守り人材向け出前講座のご案内

高齢者を狙う悪質商法は、社会的に大きな問題になっています。高齢者の消費者被害を未然に防ぐ、又は早期に発見するために、高齢者を見守る方々のご協力が大変重要です。

東京都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパーの方々をはじめとする地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

この講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが講師として皆さまのもとに伺い、

#### ◎高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法

#### ◎周囲の方の『高齢者見守り』のポイント

#### ◎被害に気づいた場合の対応(消費生活センターへの相談方法等)

などについて、消費者被害の問題にあまり馴染みがない方にも分かりやすくご説明します。

また、**講座のテキストとして、受講後も役立つ「高齢者見守りハンドブック」を配布します。**高齢者の身近で見守りを行う方々の受講をお待ちしています。ぜひご活用ください。

派遣期間：2025年4月1日から2026年3月31日まで ★土日祝日も実施できます！★

※状況により休止となる場合があります。詳細は「くらしWEB(下記)」を参照のこと。)

講義時間：原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度

(この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)

派遣場所：都内のご希望の場所(島しょ地域を除く。)

費用：**無 料**

申込条件：●申込者…都内の地域包括支援センター、介護事業者、社会福祉協議会、民生・児童委員、金融機関、宅配事業者、町会・自治会の他、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等

●受講者…原則10人以上

申込受付：2025年4月1日から2026年3月10日まで(先着200回までで受付終了となります。)

申込方法：下記URL(東京くらしWEB)から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、実施希望日の3週間前までに下記申込先までメールまたはFAXを送付してください。

★申込用紙(チラシ)は、都・区市町村の消費生活センター窓口等でも入手できます★

【東京都生活文化局HP】東京くらしWEB

[https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabитай/de\\_koza/koure.html](https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabитай/de_koza/koure.html)

<トップ⇒消費者教育⇒出前講座(講師派遣)⇒高齢者見守り人材向け出前講座>

**【お申込・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会 事務局**

TEL03-5614-0635(月～金曜日<祝日・年末年始除く>午前9時30分～午後5時)

講座申込メール: Tmimamori@zenso.or.jp

FAX:03-5614-0743

\*この事業は、東京都が上記の事業者に実施委託をしております。

**【連絡先】**

東京都消費生活総合センター活動推進課 高齢者見守り・連携担当

TEL: 03-6228-1331

## ○令和7年度介護支援専門員のための福祉用具・住宅改修(基礎講習会)のご案内

### 1 講習内容

福祉用具と住宅改修、介護保険における住宅改修、福祉用具の見学と体験

\* 福祉用具メーカーの協力により、福祉用具を実際に見て、触れることができます。

福祉用具の説明も受けられます。

### 2 受講対象

新任の介護支援専門員

介護支援専門員実務研修受講者

現任の介護支援専門員

その他受講を希望される方

### 3 講習日時

令和7年7月3日(木)10:00~16:45

### 4 講師

創価大学名誉教授 和田光一氏

### 5 定員

100名

### 6 受講料

2,000円

### 7 申込期限

令和7年6月19日(木)

\* 申込書及び詳細は、下記の財団ホームページを御覧ください。

[https://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyogu/k\\_caremanager/](https://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyogu/k_caremanager/)

### 【お問合せ】

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室 地域支援担当

電話:03-3344-8514 FAX:03-3344-8531

# ○令和7年度 訪問看護にかかる支援策について

お知らせ

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、令和7年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施しています。

各事業の申請方法や提出書類等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

【ホームページ】東京都福祉局>高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>



🔍 東京都訪問看護推進総合事業

## ＜R7年度東京都訪問看護推進総合事業＞

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業 認定分野:訪問看護、皮膚・排泄ケア、認知症看護、緩和ケア 特定行為研修:共通科目、在宅療養にかかる科目	1回目 5月30日(金) 2回目 10月31日(金)
	(2) 訪問看護ステーション等事務職員雇用支援事業	7月18日(金) ※ステーションにおいては、管理者等が管理者・指導者育成研修の「基礎実務コース」又は「経営安定コース」を修了していることが要件です。(R7年度修了可)
	(3) 訪問看護ステーション代替職員(産休等)確保支援事業	1回目 5月30日(金) 2回目 10月31日(金) 3回目 1月30日(金)
	(4) 新任訪問看護師育成支援事業 ★新卒に限らず、訪問看護が未経験であれば対象です。	6月27日(金) ※具体的な採用見込みがなくても、今年度に補助金活用を希望する場合は、期限内に必ず申請してください。※管理者・指導者育成研修の「育成定着推進コース」修了者が事業所内に在籍していることが要件です。(R7年度修了可)
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション	訪問看護体験・研修の申込受付中！ 各教育ステーションへ直接申込ください。
	管理者指導者育成研修 ※(公財)東京都福祉保健財団に委託して実施します。	(1)育成定着推進コース 5月26日に受付終了しています。 (2)その他コース ※詳細は別途ご案内いたします。
	いきいき・あんしん在宅療養サポート訪問看護人材育成支援事業 在宅療養訪問看護シミュレーション研修 ※東京都公立大学法人に受託して実施します。	研修の申し込みを受け付け中です。 ※詳細は、委託先のホームページをご覧ください。 <a href="https://ikiikianshin.com/">https://ikiikianshin.com/</a>
	訪問看護人材確保事業	※詳細は別途ご案内いたします。

訪問看護オンデマンド研修の動画公開中

令和元年度から令和3年度にかけて実施した「訪問看護師オンデマンド研修事業」のeラーニング研修の動画を公開しています。  
訪問看護職等のスキルアップのために、ぜひご活用ください！

<https://youtube.com/playlist?list=PLQMhyNB4gRZnyDTlzPTAr5MPDQTr9STE>



※本動画のリンクを、関係者以外に広く共有することや、「公開」設定となっている再生リストへの追加はお控えください。

【お問合せ先】

在宅支援課 介護医療連携推進担当 TEL03-5000-7560

## ○ **新カリキュラム対応！福祉用具専門相談員指定講習会を開催します**

お知らせ

**「福祉用具専門相談員」の資格取得のための講習会を開催します。**

※福祉用具専門相談員とは？

- ・福祉用具貸与・販売事業所に2名以上の配置が義務付けられている。
- ・福祉用具選定の援助や機能等の点検、及び使用方法の指導等を担う。

### 1 講習の流れ

#### (1)全 53 時間の対面型研修

集合形式にて、経験豊かな講師陣による「介護保険制度」や「福祉用具専門相談員の役割」、「福祉用具に関する知識・技術」等の座学・実技講義を実施します。なお、講習内容は令和7年4月より施行された新カリキュラムで実施します。

#### (2)修了評価

講習会最終日に修了評価(筆記により実施。実施時間1時間。)を行います。

#### (3)修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付

修了評価により必要な知識・技術等の習得が十分であると認定された方に対し、修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付します。

※カリキュラムの詳細は当財団ホームページに掲載している募集要領をご確認ください。

ホームページ URL: [https://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyougu/k\\_shitei/](https://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyougu/k_shitei/)

### 2 受講対象

**8 日間の全講習を受講できる方であれば、特別な受講資格は必要ありません。**

福祉用具専門相談員として勤務することを希望する方

福祉用具を詳しく学びたい方

福祉分野への就職を希望される方・・・等、どなたでも受講できます。

### 3 講習日程

令和7年8月19日(火)から22日(金)、及び25日(月)から28日(木)まで <全8日間>

### 4 講習会場

公益財団法人東京都福祉保健財団 多目的室1

(東京都新宿区西新宿 2-7-1 新宿第一生命ビルディング 19階)

### 5 定員

30名(先着順)

### 6 受講料

税込み 35,000 円(テキスト代含む)

7 申込締切

令和7年8月5日(火)

8 申込手順

当財団ホームページに掲載している申込書に必要事項を記入し、メール又はFAXにてお申込みください。

【お問い合わせ】

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室 地域支援担当

電話:03-3344-8514 FAX 03-3344-8531

Mail: [yougumoushikomi@fukushizaidan.jp](mailto:yougumoushikomi@fukushizaidan.jp)



# ○[6/13×]施設職員向け福祉用具講習会(個別施設向け講習会)のご案内

お知らせ

## 1 講習内容

介護老人福祉施設及び介護老人保健施設等が抱える福祉用具に係る課題に関するテーマについて、施設と財団が協議して決定します。テーマによってはお応えできない場合がございます。

\* 下記のような施設におすすめです。

- ・自施設の福祉用具を有効に活用して、職員の腰痛予防など負担を軽減し、より効率的で質の高いケアを行いたい施設
- ・新人職員など、福祉用具に不慣れな職員がいる施設
- ・福祉用具は使用しているが、改めて福祉用具の正しい使い方を確認したい施設

\* 過去の講習会テーマ一例

- ・スライディングボード、スライディングシートを使用した移乗介助(腰痛予防の移乗介助)
- ・車いす、リフト等の福祉用具の基本的な知識や使い方

\* 受講料は無料です。

## 2 講習日時

開催日時については10月～12月、御相談の上決定。1回につき1～2時間とします。

## 3 講師

決定した講習テーマに合った講師を財団が選定し、施設へ出張いたします。

## 4 受講者数

講習テーマに応じて施設と協議の上、決定します。

※下記財団 HP の URL より、実施申込書をダウンロードし、必要事項記入後、専用アドレス宛お送りください。

HP URL: [https://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyogu/k\\_shisetsu/](https://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyogu/k_shisetsu/)

\* 専用アドレス: [yougumoushikomi@fukushizaidan.jp](mailto:yougumoushikomi@fukushizaidan.jp)

## 5 申込期日

令和7年6月13日(金)

## 【お問合せ】

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室 地域支援担当

電話:03-3344-8514 FAX:03-3344-8531

# ○「TOKYO働きやすい福祉の職場宣言」の宣言事業所を募集しています！

## 1 TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業所を募集しています(令和7年度)

TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業所を以下の日程で募集しています。

働きやすい職場宣言をすることが職場環境見直しの機会となり、さらに働きやすい職場として求職者へ PR することができますので、事業者の皆様はこの機会にぜひご申請ください。

【申請期間】令和7年5月7日(水)から令和7年12月10日(水)まで 必着

【申請方法】ふくむすび右上の「事業所ログイン」より「法人マイページ」にログインいただき、「職場宣言の申請」ページよりオンライン申請をお願いします。

(ふくむすびログインページ:[事業者ログイン](#) | [ふくむすび](#))

【問合せ先】(公財)東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉情報室

宣言情報公表担当あて

〒163-0713 東京都新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビルディング13階

Tel: 03-3344-8552

E-mail:sengen\_shinsei@fukushizaidan.jp

※事業PR動画(5分)掲載・東京都福祉保健財団ホームページはこちら

[TOKYO働きやすい福祉の職場宣言事業](#) | [公益財団法人 東京都福祉保健財団](#)

※申請に関するご相談の受付等はこちら

[申請\(新規・更新・変更\)について](#) | [公益財団法人 東京都福祉保健財団](#)

## 2 TOKYO働きやすい福祉の職場宣言事業

本事業は、働きやすい職場づくりに取り組むことを宣言する高齢・児童・障害分野等の事業所の情報を広く公表することで、人材の確保と定着を応援する制度です。

### (1)仕組み

働きやすさの指標となる項目を明示した「働きやすい福祉の職場ガイドライン」を踏まえた職場づくりに取り組む事業所を「TOKYO働きやすい福祉の職場宣言事業所」として応援します。宣言事業所の情報は、書類審査・現地確認を行った上で、ふくむすび(東京都福祉人材情報バンクシステム)で広く情報発信しています。

※ポータルサイト「ふくむすび」はこちら

[働きやすい職場を探す TOKYO働きやすい福祉の職場宣言情報](#) | [TOKYO働きやすい福祉の職場宣言情報について](#) | [ふくむすび](#)

### (2)宣言していただくと…

宣言事業所に配付する宣言マークや公表通知書を活用して働きやすい職場づくりに取り組む事業所として PR できるほか、ハローワークでの求人票にも宣言事業所である旨を記載していただけます。

既に宣言している事業者さんからは、「採用が増えた!」「採用広告や PR 動画、説明会資料トップに宣言マーク掲載で印象がアップ!」「定着率が上がった!」などの声をいただいています。名刺やパンフレットに記載したり、法人の Web サイトに掲載したりと、ぜひ積極的にご活用ください!

このほか、また、「ステップアップセミナー」や無料で採用サイトを作成・運用できる「採用サイト作成支援セミナー」など、宣言法人限定の各種セミナーにも参加いただけます。



宣言マーク



公表通知書



宣言事業所用バナー

※ふくむすびの事業所ページへのリンクを設定できます。

### 3 スタートアップセミナーを動画でご視聴いただけます！

職場宣言の申請にあたって御覧いただきたいスタートアップセミナーの動画を、以下のページで公開しています。動画では、職場宣言の概要や取組のポイント、申請手続きやふくむすびの操作方法等をご説明しています。

お手元のパソコンやスマートフォンなどで、お気軽にスタートアップセミナーを受講することができます。職場宣言の申請をお考えで、スタートアップセミナー未受講の事業者の方、スタートアップセミナーは受講済みだけれど申請手続きなどを再確認したいという事業者の方は、ぜひご視聴ください！



※スタートアップセミナー動画はこちら

[申請\(新規・更新・変更\)について | 公益財団法人 東京都福祉保健財団](#)

### 4 その他

詳細は、以下のHPでご紹介しています。ぜひご覧ください。

【東京都福祉保健財団ホームページ】[TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業 | 公益財団法人 東京都福祉保健財団](#)

## ○介護サービス事業所等物価高騰緊急対策事業を実施します！

お知らせ

この度、物価高騰等に直面する通所・訪問系介護サービス事業所及び高齢者施設等を支援することを目的として、令和7年度上半期分(令和7年4月1日から令和7年9月30日まで)について、支援金の交付を行うこととなりましたので、ご案内いたします。

### 1 介護サービス事業所燃料費高騰緊急対策事業支援金

#### (1)事業概要

原油価格高騰の影響を受けながらも継続して介護サービスを安定的に提供している事業所等を支援するため、利用者の送迎や居宅への訪問といったサービス提供に使用する車両の燃料費用(高騰相当分)に対し、一定額の支援金を交付します。

#### (2)対象サービス(地方公共団体が設置したものは除く。)

##### ① 通所系介護サービス

通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護

##### ② 訪問系介護サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、居宅介護支援

### 2 特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策事業支援金

#### (1)事業概要

物価高騰等に直面する都内の高齢者施設を支援することを目的として、「物価高騰対策支援金」を交付します。

#### (2)対象施設(地方公共団体が設置したものは除く。)

・介護老人福祉施設(定員 29 名以下は除く。)

・介護老人保健施設

・介護医療院

・養護老人ホーム

・軽費老人ホーム(地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホーム及び都市型軽費老人ホームは除く)

[申請方法、事業の概要、お問い合わせ先等支援金の詳細については6月中旬を目途に改めてお知らせいたします。](#)

## ○(オンライン研修開講のお知らせ)令和7年度第1回介護職員スキルアップ研修(医療的知識編)

業務上必要な医療的知識、高齢者特有の身体的特徴、緊急時の対応などについて研修を実施します。  
 ※本研修は令和3～6年度に実施した収録型WEB研修と同内容です。ご確認の上、お申込みください。  
 ※受講料は無料です。

### ■配信期日

令和7年8月14日(木)10時～10月9日(木)17時まで(WEBによる収録動画配信)  
 ※上記の期間内であれば、何度でも視聴することができます。

### ■内容

	科目名(時間)	内容	講師
1	介護職員の役割と医療的知識の必要性について(70分)	介護職員にとって医療的知識の習得が医療職等との連携促進や緊急時の適切な対応、ケア全般における安全の確保に資するものであることを理解する。	公益社団法人 東京都介護福祉士会 内田 千恵子 氏
2	高齢者に多い疾患の理解(80分) ★令和7年度新規収録	日常の介護の場面で変化に気づき、適切に医療につなげることができるよう、高齢者に多い疾患についてその特徴と観察のポイントを学ぶ。	公益社団法人 東京都医師会 理事 西田 伸一 氏
3	高齢者の心身の理解(70分)	加齢に伴う高齢者の頭からつま先、内臓にいたる一般的な心身の変化や特徴について学ぶ。	
4	高齢者の日常生活を支える身体の管理(100分)	介護の場面で日常的に適切なケアが必要な身体症状とその介護方法を学ぶ。	株式会社ケアーズ 白十字訪問看護 ステーション 所長 服部 絵美 氏
5	気づきのための観察ポイント(個人ワークと解説)(70分)	緊急時の対応事例を通して講義で得た知識を再確認し、日常の介護における心身の異変の気づきと観察ポイントを学ぶ。	

### ■対象

都内に所在する以下(①～⑭)の介護保険事業所において経験年数概ね1～3年目の介護職員で基礎的な医療知識を学びたい方(※前職がある場合はその勤務経験も含めます)

- ①訪問介護事業所(夜間対応型含) ②訪問入浴介護事業所 ③通所介護事業所(認知症対応型、地域密着型含)  
 ④通所リハビリテーション事業所 ⑤短期入所生活介護事業所 ⑥短期入所療養介護事業所  
 ⑦認知症対応型共同生活介護事業所 ⑧小規模多機能型居宅介護事業所 ⑨定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所  
 ⑩特定施設入居者生活介護事業所 (包括型、地域密着型含。ケアハウス、有料老人ホーム 及びサービス付高齢者向け住宅)  
 ⑪介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所含) ⑫介護老人保健施設 ⑬介護医療院  
 ⑭看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)

### ■お問合せ・申込先

社会福祉法人東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター研修室(高柳・村山・横山)

TEL:03-5800-3335 研修受付システム「けんとくん」<https://www.kentokun.jp/>

## ○令和7年度 介護職員就業促進事業 実施事業者2次募集のお知らせ

お知らせ

東京都では、介護分野への人材の参入促進と即戦力の確保を図るため、「**介護職員就業促進事業**」を実施しています。本事業は、介護業務への就労を希望する方を対象に、介護事業所等で有期雇用し、介護業務に従事しながら介護職員初任者研修等を受講させることで、介護事業所での雇用確保と資格取得支援を併せて行うものです。**本事業を実施する介護事業者の2次募集を令和7年6月2日から6月16日の間に行います**ので、たくさんのご応募をお待ちしております。

### 【事業概要】

- 介護業務への就労を希望する方を都内の介護保険施設等で雇用(最大6か月の有期雇用)し、介護業務に従事しながら、介護職員初任者研修等を受講してもらいます。
- 雇用期間中の給料・研修受講費用等は、東京都の定める上限額の範囲内で東京都が負担します。
- 希望する場合は、有期雇用契約期間終了後の継続雇用も可能です。
- 本事業の委託先である東京都福祉人材センター(社会福祉法人東京都社会福祉協議会)と介護事業者との間で、業務委託契約を締結して実施するものです。
- **詳細は以下のお問合せ先の東京都福祉人材センターホームページから御確認ください。**

### 【対象等】

- 対象事業所……都内で介護サービスを提供する介護施設など
  - ※ **訪問介護系サービス事業所は、本事業ではなく、「訪問介護採用応援事業」をご利用ください。**
- 対象者……介護業務への就労を希望する離職者等
- 実施規模……950人程度(1事業所あたり3人まで)  
**雇用開始日の最終期限は令和7年11月1日**ですが、本事業全体(実施事業者1次募集と2次募集で決定した全事業者)で雇用された人数が実施規模(950人)に達した場合は、期限が早まることがあります。
- 受講対象研修…介護職員初任者研修(無資格者の場合)  
実務者研修(初任者研修等修了者の場合)

### 【応募方法】

本事業の委託先である東京都福祉人材センターホームページより、専用の**応募登録システム**にてお申し込みください。

### 【お問合せ先】

- 本事業は、東京都福祉人材センターに委託して実施します。事業の詳細は、東京都福祉人材センターホームページに掲載しておりますので、応募に当たっては、必ずご確認ください。

<東京都福祉人材センター>

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/kaigojinzaikakuho.html>

東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7階

電話03-5211-2910(介護人材担当)



<東京都ホームページ>

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/syugyosokushin>

福祉局 > 高齢者 > 介護保険 > 介護職員就業促進事業





## ○令和7年度 訪問介護採用応援事業 実施事業者2次募集のお知らせ

お知らせ

東京都では、人手不足が深刻な訪問介護分野への参入促進と即戦力の確保を図るため、「[訪問介護採用応援事業](#)」を実施しています。本事業は、介護業務への就労を希望する方を対象に、訪問介護事業所で定期雇用し、介護業務に従事しながら介護職員初任者研修等を受講させることで、訪問介護事業所での雇用確保と資格取得支援を併せて行うものです。[本事業を実施する介護事業者の2次募集を令和7年6月2日から6月16日の間に](#)行いますので、たくさんのご応募をお待ちしております。

### 【事業概要】

- 介護業務への就労を希望する方を都内の介護保険施設等で雇用(最大6か月の定期雇用)し、介護業務に従事しながら、介護職員初任者研修等を受講してもらいます。
- 雇用期間中の給料・研修受講費用等は、東京都の定める上限額の範囲内で東京都が負担します。
- 希望する場合は、定期雇用契約期間終了後の継続雇用も可能です。
- 本事業の委託先である東京都福祉人材センター(社会福祉法人東京都社会福祉協議会)と介護事業者との間で、業務委託契約を締結して実施するものです。
- 令和6年度まで対象経費としていた【対象者の求人広告に要する経費】については、東京都で新たに実施する事業(「訪問介護採用経費補助事業」)で補助を行うことから、本事業の対象経費から除外します。「訪問介護採用経費補助事業」の詳細は、今後、東京都福祉局のホームページ等にて別途お知らせいたします。
- 詳細は以下のお問合せ先の東京都福祉人材センターホームページから御確認ください。

### 【対象等】

- 対象事業所……都内で介護サービスを提供する訪問介護系事業所(訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

※ 訪問介護系サービス以外の施設・事業所は、本事業ではなく、「[介護職員就業促進事業](#)」をご利用ください。

- 対象者……介護業務への就労を希望する離職者等
- 実施規模……300人程度(1事業所あたり3人まで)

**雇用開始日の最終期限は令和7年11月1日**ですが、本事業全体(実施事業者1次募集と2次募集で決定した全事業者)で雇用された人数が実施規模(300人)に達した場合は、期限が早まる場合があります。

- 受講対象研修…介護職員初任者研修(無資格者の場合)  
実務者研修(初任者研修等修了者の場合)

### 【応募方法】

本事業の委託先である東京都福祉人材センターホームページより、専用の[応募登録システム](#)にてお申し込みください。

### 【お問合せ先】

- 本事業は、東京都福祉人材センターに委託して実施します。事業の詳細は、東京都福祉人材センターホームページに掲載しておりますので、応募に当たっては、必ずご確認ください。

<東京都福祉人材センター>

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/kaigojinzaikakuho.html>

東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7階

電話03-5211-2910(介護人材担当)



<東京都ホームページ>

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/homonkaigosaiyooen>



福祉局 > 高齢者 > 介護保険 > 訪問介護採用応援事業

## ○介護支援専門員実務研修受講試験に関するご案内

お知らせ

本試験は、東京都介護支援専門員実務研修受講希望者に対して研修を行うに際し、事前に、介護保険制度などに関する必要な専門知識等を有していることを確認するために行うものです。東京都では、公益財団法人東京都福祉保健財団を指定試験実施機関としています。

<東京都の試験実施状況>

年度(回)	受験者数	合格者数	合格率
令和4年度(第25回)	4,177人	937人	22.4%
令和5年度(第26回)	4,766人	1,162人	24.4%
令和6年度(第27回)	4,491人	1,629人	36.3%

### 1 受験資格

対象となる国家資格等に基づく業務または相談援助業務の従事期間が通算して5年以上であり、かつ、従事日数が900日以上であること

※受験資格の詳細は財団ホームページ(<https://www.keamane.tokyo.jp/shiken>)及び受験要項にてご確認ください。

### 2 試験日時

令和7年10月12日(日)午前10時開始

### 3 受験要項・受験申込書の配布

配布期間: **令和7年6月2日(月)～6月30日(月)**

配布場所: 都内区市町村、東京都庁、東京都福祉保健財団

※配布場所の詳細は、財団ホームページ(<https://www.keamane.tokyo.jp/shiken>)に掲載します。

【令和7年度受験要項の送付を希望される方へ】

- ・A4判の入る「角2サイズ」の封筒にご自分の住所・氏名を明記し、320円切手を貼付した『返信用封筒』を下記請求先まで送付してください。
- ・送付する封筒表面に「令和7年度受験要項送付希望」と明記してください。

<請求先>

〒163-0718 東京都新宿区西新宿 2-7-1 新宿第一生命ビルディング 18階  
公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部 介護人材養成室 ケアマネ試験担当

### 4 受験申込期間

**令和7年6月2日(月)～6月30日(月)※当日消印有効**

### 5 受験申込方法

簡易書留による郵送のみ

### 6 受験手数料

12,400円(※コンビニエンスストアへの払込手数料として別途148円が必要です。)受験要項巻末に添付されている「受験手数料払込票」を使用し、指定のコンビニエンスストアで払い込んでください。

なお、島しょ在住の方は、郵便局で「郵便振替払込請求書兼受領証」にて払い込んでください。

### 7 試験会場

都内の大学などを予定しています。指定の試験会場は、受験票に記載します。

### 8 合格発表

令和7年11月25日(火)予定

【お問合せ】

公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部 介護人材養成室 ケアマネ試験担当

電話: 03-6302-0524(令和7年6月2日～6月30日)

03-3344-8512(上記期間外)



## ★ 居住支援特別手当事業に関するお知らせ ★

お知らせ

**(1) R6年度申請事業者は必須!! 実績報告の受付は8月29日(金)まで**

**(2) R7年度交付申請を受付中! 未申請の事業者はお早めに**

**(1) 令和6年度「介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業」の実績報告を受付開始**

令和6年度にご申請いただいた事業者は、**実績報告が必要**です。期間内に必ず本事業マイページからお手続きをお願いします。詳細は下記ポータルサイトをご覧ください。

なお、本実績報告において、実績が令和6年度に概算交付を受けた額を下回る場合は、超過交付分を返納していただくこととなります。

### 【令和6年度実績報告 受付期間】

令和7年6月2日(月)から**8月29日(金)まで**

(2) 令和7年度「介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業」の交付申請を受付中

昨年度は多くのご申請をいただき、現場の職員の方からも喜びの声を頂戴しております。未申請の法人におかれましてはお早めにお手続きください。事業の説明動画や資料、申請の手続方法は下記ポータルサイトをご覧ください。

### 【令和7年度交付申請 受付期間】

令和7年4月1日(火)から**12月26日(金)まで**

### ● 居住支援特別手当ポータルサイト

<https://www.kyojushientokubetsuteate.jp>

#### 【事業概要】

- 住居費等生活コストの高い東京の実情を踏まえ、介護報酬の国の見直しが講じられるまでの間、介護職員及び介護支援専門員に対して、居住支援特別手当を支給する介護保険サービス事業所を支援します。

#### 【支給額】

- 職員1人当たり年間最大24万円  
(月1万円+勤続年数が1年目から5年目までの介護職員には月1万円加算)

#### 【お問い合わせ】

東京都居住支援特別手当事務局 (電話 03-4500-0111)

**【1】提出書類変更のお知らせ 【2】事業計画書((ア)福祉避難所・(イ)災害時協定締結事業所)受付開始のお知らせ 【3】説明会(第1期)のご案内**

**【1】提出書類変更のお知らせ**

東京都では、介護職員の確保定着を図るため、「東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業」を実施しております。本事業は、都内に所在する介護保険サービスを提供する民間の事業所等に対して、介護職員の宿舎の借り上げを支援し、住宅費負担を軽減することで、介護職員の働きやすい職場環境の実現と、地域の災害福祉拠点として災害時の迅速な対応を推進することを目的としています。

**本事業の提出書類が、令和7年度より一部変更されました。**

**1 外国人介護職員の提出書類の見直し**

上限戸数枠外での申請が可能な外国人介護職員について、令和6年度は住民票のみで在留資格の確認を行なっていましたが、今年度より**以下の書類の提出が必要**になりました。

在留資格確認の必要書類 **①～⑤に記載の書類以外は認められません。**

①在留資格「介護」

住民票(在留資格の記載必要)

②在留資格「特定技能」(特定産業分野「介護」)

住民票(在留資格の記載必要)+**指定書[写し](原則パスポートに貼付)**

③在留資格「技能実習」(職種名「介護」)

住民票(在留資格の記載必要)+**雇用契約書(技能実習様式)[写し]**

④在留資格「留学」(資格外活動許可を取得している者)

住民票(在留資格の記載必要)+**在留カード(表裏)[写し]**

⑤在留資格「特定活動」(経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者及び外国人介護福祉士)

住民票(在留資格の記載必要)+**雇用契約書(EPA 様式)[写し]**

**2 その他申請書類の変更**

その他の提出書類については、東京都福祉保健財団のホームページに掲載予定の「助成金の手引」等をご確認ください。ホームページへの掲載は6月中旬を予定しています。

**【2】事業計画書((ア)福祉避難所・(イ)災害時協定締結事業所) 受付開始のお知らせ**

**(ア)福祉避難所、(イ)災害時協定締結事業所の事業計画書の受付を開始**します。

本事業の申請にあたっては、東京都福祉保健財団のホームページをご確認ください。

○事業計画書受付期間：**7月1日(火)～8月22日(金)**

(昨年度に助成を受けている法人は**7月31日(木)**が締切です。)

※**(ウ)災害要件なし事業所**については、

**11月4日(火)**より交付申請書の受付を開始します。(事業計画書の提出はありません。)

**【3】説明会(第1期)のご案内**

申請をご検討中の法人や既に申請している法人を対象に説明会を開催します。

◇ 内容

・事業概要(助成内容、スケジュール等)

・申請区分 (ア)福祉避難所 ・ (イ)災害時協定締結事業所における事業計画書等の作成方法

◇ 開催日程等

日付	開始時刻	定員	申込締切日
6月23日(月)	10:00 ~	100名	6月18日(水)
6月24日(火)	14:30 ~	100名	6月18日(水)

※今後 ①本説明会の録画配信 ② (ウ)災害要件なし事業所を対象とした説明会(10月以降)の実施も予定しております。

◇ 説明会会場

公益財団法人東京都福祉保健財団

東京都新宿区西新宿二丁目7番1号 新宿第一生命ビルディング 19階多目的室1

⇒ 説明会の詳細や申込については、東京都福祉保健財団の下記ページよりご確認ください。

<https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/setumeikai/>

【問合せ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団

事業者支援部 運営支援室 宿舍借り上げ支援事業担当(介護)

TEL 03-3344-8548

ホームページ <https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/>

## ○ コンサルタントによる「個別相談(デジタル・次世代介護機器の導入)」を受けてみませんか？【6月13日(金)申込み】

**デジタル機器・次世代介護機器(介護ロボット)に興味はありませんか？**

福祉保健財団では、介護現場改革促進等事業の一環として、「**デジタル機器**」や「**次世代介護機器**」の選定から導入、活用までをコンサルタントが一貫して支援する「個別相談(機器導入)」の申込を受け付けております！！

介護人材の確保や職場環境の改善等が求められる中で、課題の整理や解決に向けた取組の検討など、何かから手を付けたらよいのか、お悩みの事業者様もいらっしゃるのではないのでしょうか。

デジタル機器・介護ロボットに興味はあるけれども、事業所の課題に合った機器の選び方が分からない、導入した機器をうまく活用できずに困っている、そんな悩みを無料で相談・解決できるチャンスです！

本事業では、コンサルタントが1事業所あたり計5回の個別支援を行い、事業所の課題に適したデジタル機器や次世代介護機器の導入をサポートいたします。

### 1 実施目的

「デジタル機器」及び「次世代介護機器」の導入を検討している都内の介護事業所に対して、事業所の課題分析から効果的な活用のための組織体制づくりまでを一貫して支援することで、デジタル機器等の効果的な導入及び活用を推進することを目的としています。

### 2 事業内容

以下の3つの支援メニューにより実施します。

(ア) デジタル機器 導入支援	デジタル機器(介護業務支援システム等)の導入を検討している事業所に対して、事業所の課題分析、活用方法検討、システムの選定、導入計画書の作成、導入後の効果的な活用等に関する支援を行います。
(イ) 次世代介護機器 導入支援	次世代介護機器の導入を検討している事業所に対して、事業所の課題分析、活用方法の検討、機器の選定、導入計画書の作成等に関する支援を行います。
(ウ) 導入済施設への 支援	デジタル機器又は次世代介護機器を導入済の事業所に対して、事業所が機器・システムを効果的に活用できていない原因を分析の上、組織体制づくり、業務手順の見直し等解決に向けた支援を行います。

※コンサルタントが事業所様に代わって交付申請書を作成するものではありません。

### 3 対象者

東京都内の介護保険法上の事業所

### 4 参加条件

- (1) 財団が実施する「令和7年度導入前セミナー～**基本編**～」を受講すること。
- (2) 機器導入にあたりプロジェクトチームを結成する等、組織全体で取り組む意向のある事業所であること。

### 5 費用

無料

## 6 実施時期（予定）

- （1）参加決定通知送付：6月下旬
- （2）相談支援の実施：7月～2月（全5回）
- （3）参加事業所に対するアンケート実施：3月

※原則、初回及び最終回は直接訪問とし、その他の回は事業所の状況を把握した上で電話・メール・オンライン会議等でも対応いたします。

## 7 実施規模（上限）

### 20事業所

同一法人で複数の事業所を申込みすることも可能ですが、申込みが実施規模を超過した場合は採択されない場合もございます。

## 8 参加申込方法

「オンライン受付システム」にログインし、施設・事業所毎にお申込みください。

※財団ホームページのリンクからもアクセスいただけます。

財団ホームページ【介護現場改革促進等事業＞個別相談（機器導入）】

<https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/kobetusoudankiki/>

申込期限：**令和7年6月13日（金曜日）**



オンライン  
受付システム

## 9 参加決定後の流れ

参加が決定した事業所宛て、以下の日程までに決定通知をメールでお送りする予定です。

参加決定通知 送付予定日：令和7年6月20日（金曜日）

## 10 問合せ先

介護職場サポートセンターTOKYO

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室

介護現場改革担当（普及推進） 只友・木村

TEL：03-3344-7275 FAX：03-3344-8531

メール：[genbakaikaku-soudan@fukushizaidan.jp](mailto:genbakaikaku-soudan@fukushizaidan.jp)